

株式の併合に関する事後開示書面

(会社法第 182 条の 6 第 1 項及び会社法施行規則第 33 条の 10 に定める事後開示書類)

2021 年 6 月 9 日

株式会社ビーイング

2021年6月9日

三重県津市桜橋1丁目312番地
株式会社ビーイング
代表取締役社長 津田 誠

株式の併合に関する事後開示事項

(会社法第182条の6第1項及び会社法施行規則第33条の10に定める事後開示書類)

当社は、2021年5月18日開催の当社臨時株主総会における決議に基づき、2021年6月9日付で、当社の普通株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を実施いたしました。

本株式併合に関する会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第182条の6第1項及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号。その後の改正を含みます。）第33条の10に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 本株式併合が効力を生じた日（以下「効力発生日」といいます。）
2021年6月9日
2. 会社法第182条の3の規定による請求に係る手続の経過
当社の株主から当社に対し、本株式併合の効力発生日までに、会社法第182条の3の規定による請求は行われませんでした。
3. 会社法第182条の4の規定による手続の経過
当社は、2021年5月19日付で、本株式併合に関する会社法第180条第2項各号に掲げる事項を電子公告の方法により公告いたしましたが、効力発生日の前日までに、会社法第182条の4の規定による株式買取請求を行った反対株主はいませんでした。
4. 株式の併合が効力を生じた時における発行済株式の総数
8株
5. その他株式の併合に関する重要な事項
(1) 当社は、会社法第180条第2項の規定により、2021年5月18日開催の当社臨時株主総会における決議に基づき、本株式併合を実施いたしました。

- (2) 当社の普通株式は、2021年6月7日付で、株式会社東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）市場において上場廃止となりました。
- (3) 本株式併合により、当社の株主は有限会社トゥルースのみとなっております。

以 上